

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

7月24日発行
Vol.413

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

- 「みなみそうまとピックス」から
 - ・市内の幼稚園で七夕行事 ----- 2
- 被災自治体News
 - 南相馬市----- 3
 - 浪江町 ----- 6
- 三条市News
 - ・郡山市議会議員一般選挙
不在者投票 ----- 13
- 交流ルームひばり通信
 - ・7月・8月の「ひばり」 ----- 14

7/3 水 ・5 金

南相馬市HP「みなみそうまとピックス」から

市内の幼稚園で七夕行事

7日の七夕に先立ち、市内の幼稚園では、園児たちの夢や希望が広がるようにと七夕にまつわる行事が催されました。



© Minamisoma City

2ページをご覧ください。



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

7/3 水・5 金

市内の幼稚園で七夕行事

7日の七夕に先立ち、市内の幼稚園では、園児たちの夢や希望が広がるようにと七夕にまつわる行事が催されました。

市内の幼稚園のうち、小高幼稚園と原町みなみ幼稚園の様子を写真で紹介します。

小高幼稚園



原町みなみ幼稚園



© Minamisoma City



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [7/19～7/26]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 令和元年度 相馬地方広域消防検閲式 [20分]
3. 令和元年度 相馬野馬追軍者会 [11分]
4. 日本エンコン株式会社 南相馬新工場竣工式 [9分]
5. 月刊 図書館通信 7月号 [7分]
6. みなみそうま見聞録 ～宝蔵寺・阿弥陀寺～ [7分]
7. リクエストアワーのお知らせ [4分]



みゆーまん



南相馬市からのお知らせ

個人積算線量測定(ガラスバッジ貸与)

7月19日HP更新

市では、外部被ばく線量を知りたい方のために、線量測定器(ガラスバッジ)を貸し出し、3カ月後に回収し、測定結果をお知らせしています。

一度も測定したことのない方や線量が気になる方は、気軽にお申し込みください。

対象者

次のいずれかを満たす方

- 南相馬市に住民登録している方(震災以降に転出した方も含む)
- 市外から市内に避難している方
- 市外から市内に通勤、通学している方

測定期間

- 1回目 4月1日～6月30日
- 2回目 7月1日～9月30日
- 3回目 10月1日～12月31日
- 4回目 翌年1月1日～3月31日

測定期間は3カ月で、年4回実施します。

日程は多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

※ 注意事項

正しい測定結果を得るために、ガラスバッジの取り扱いは次のとおりお願いします。

- ・ 継続して身に着けるか、常に自分の身近な所に置いてください。
- ・ 測定終了後、すみやかに測定業者に送付してください。

測定料金

無料

※ 注意事項

ガラスバッジは貸し出し測定するものです。

紛失した場合は実費相当額3,780円を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

次ページへ続きます 

申込方法

測定を希望される方は、申込書・同意書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で申し込みください。

1. 窓口

健康づくり課放射線健康調査係または各保健センターの窓口で申込書・同意書を提出してください。

2. 郵送・ファクス

次のいずれかに申込書・同意書をお送りください。

●郵送先

〒979-2102 南相馬市小高区小高字金谷前84
南相馬市役所健康づくり課 放射線健康係

●ファクス

0244-44-2123
南相馬市役所健康づくり課 放射線健康係

申込書・同意書

申込書・同意書は、健康づくり課放射線健康調査係、各保健センター、各生涯学習センターに備え付けてあります。

また、市ホームページからダウンロードできます。

申込期限（令和元年度）

- 1回目から測定（終了）
- 2回目から測定（終了）
- 3回目から測定 8月1日（木）必着
- 4回目から測定 11月1日（金）必着



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121

ふるさとライブカメラを終了します

7月22日HP更新

「ふるさとライブカメラ」は、立ち入りが制限されていたふるさとの映像を提供するため、平成24年度から運用を開始しました。

これまで多くの皆さまにご活用いただいていたましたが、令和元年9月30日をもって映像の提供を終了する予定です。

なお、北泉海岸ライブカメラは引き続き利用可能です。

■ライブカメラの映像を観る

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/minamisomashinitsuite/4314.html>



■ふるさとライブカメラ（令和元年9月30日運用終了予定）

<http://webcamera.minamisoma.tv/>



● 気象観測装置併設 ■ Webカメラ

| 原町区 | 小高区中部地区 | 小高区東部地区 | 小高区西部地区 |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 畦原交差点 ■ 鶴谷交差点 ■ 多珂神社交差点 ● 江井字大代地内 ■ 小浜公会堂 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 小高駅前広場 ■ 妙見公園 ■ 金性寺交差点 ■ 小高中学校付近 ■ 片草運動場 ■ 小高神社 ● 小高区役所 ■ 中里工務店前交差点（海側） ■ 中里工務店前交差点（陸橋側） ■ 塚原公会堂交差点 ■ 上町交差点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 桃内駅前広場 ● 浦尻公会堂 ■ 宮田川鮎沢の橋 ■ 神山公会堂付近 ■ 泉沢大悲山付近 ■ 行津国道6号線交差点 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 金房小学校 ● 金谷字北釘野地内 ■ 鳩原小学校 ■ 小屋木集落センター ■ 川房公会堂 ■ 小谷字下田地内 ■ 摩辰集落センター ■ 羽倉公会堂付近 |

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223



浪江町からのお知らせ

国民健康保険の医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

7月18日HP更新

国民健康保険の医療費一部負担金の免除期間が、令和2年2月29日まで延長されます。
新しい免除証明書は7月下旬に発送します。

8月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

- ・国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型

対象者および免除期間

| 免除対象者 | 免除期間 |
|---|---|
| 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方 | 令和元年8月1日～令和2年2月29日 |
| 旧居住制限区域の方 旧避難指示解除準備区域の方 旧緊急時避難準備区域の方 旧特定避難勧奨地点の方 | 令和元年8月1日～令和2年2月29日 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の平成30年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は、 免除対象外 となります。(※1) |

(※1) 世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、免除対象外となります。

- 免除期間内であっても、世帯内の国民健康保険被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 新規転入者のうち、他市町村で国民健康保険の免除を受けていた方は、免除対象となる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

【注意事項】

- 町国民健康保険以外の健康保険に加入の方は、勤務先か保険証に書かれている保険者にお問い合わせください。
- なお、町国民健康保険以外の保険に加入している方で、今回、免除証明書が届いた方は、国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。必ず、国民健康保険脱退手続きをしてください。
使用した場合、かかった医療費（10割）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金等の免除期間延長のお知らせ

7月18日HP更新

後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、令和2年2月29日まで延長されます。

新しい免除証明書は7月下旬に発送します。

8月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

- ・後期高齢者医療保険の免除証明書・・・ピンク色のA4型

対象者および免除期間

| 免除対象者 | 免除期間 |
|------------|---|
| 帰還困難区域等の方 | 令和元年8月1日～令和2年2月29日 |
| 旧居住制限区域等の方 | 令和元年8月1日～令和2年2月29日 同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者の平成30年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は、 免除対象外 となります。 |

- 免除期間内であっても、世帯内の後期高齢者医療保険者加入者の異動や、所得の変更などにより免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 新規転入者のうち、他市町村で後期高齢者医療保険の免除を受けていた方は、免除対象となる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

令和2年度浪江町職員（高卒行政・社会人）採用試験の実施について

7月17日HP更新

| 試験職種 | 採用予定人数 | 主な職務内容 |
|-------------------|--------|---------------------------------------|
| 高校卒 (一般行政) | 若干名 | 行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務など |
| 社会人経験者 (文化財担当) | 2人程度 | 一般行政および文化財行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務など |

採用予定時期

令和2年4月1日以降

次ページへ続きます 

受験資格

| 試験職種 | 受験資格 |
|-------------------|--|
| 高校卒 (一般行政) | 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません。) |
| 社会人経験者 (文化財担当) | 昭和44年4月2日以降に生まれた方で、次の(1)または(2)に該当する方 (1)大学(大学院を含み、短期大学を除く。)において、考古学(歴史学、文化財学その他これに類する専門課程)を専攻し卒業した方または令和2年3月31日までに卒業もしくは修了見込みの方(発掘調査の経験を有する方に限る。) (2)埋蔵文化財発掘調査の調査員または調査補助員として、5年以上の経験を有する方 |

※ 採用時に普通自動車免許を有していることが条件です。

※ 前記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4)本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の期日および場所、発表

■1次試験

| 試験職種 | 試験期日 | 試験時間 | 会場 | 発表 |
|-------------------|--------------|---|---|--------------------------------------|
| 高校卒 (一般行政) | 9月22日 (日) | 受付 午前9時～9時30分 教養試験 午前10時～正午 適性検査 ・事務適性検査 ・一般性格診断検査 ※教養試験終了後、適性検査を実施 | 富岡町大字本岡大塚 622-1 「富岡町文化交流センター学びの森」 | 10月中旬頃に役場掲示板に合格者番号を掲示するほか、合格者に通知します。 |
| 社会人経験者 (文化財担当) | | 受付 午前9時～9時30分 職務基礎力試験 午前10時～11時30分 職務適応性検査 午前11時45分～午後0時5分 | 福島市中町8番2号 「福島県自治会館」 | |

■2次試験

11月下旬に実施予定(日程などは、1次試験合格者に別途通知します。)

試験の方法

◆1次試験(高校卒程度行政)

(1) 教養試験

職員として必要な一般知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 適性検査

事務職員としての適応性検査、性格診断検査を行います。

次ページへ続きます 

◆1次試験（社会人経験者（文化財担当））

(1) 職務基礎力試験

公務に必要な基礎的な知的能力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 職務適応性検査

職務遂行に必要な適性についての検査を行います。

◆2次試験（高校卒程度行政・社会人経験者（文化財担当））

1次試験合格者に対して、小論文試験、個別面接による試験を行います。

申込書受付期限

8月16日(金) ※執務時間内に限ります。

※郵送の場合は、8月14日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

受験案内、申込書の請求

受験案内および申込用紙は、「浪江町役場本庁舎 総務課行政係、二本松事務所生活支援課」で交付します。

郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「R2 採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封のうえ請求してください。また、ホームページから申込用紙をダウンロードして使用することもできます。

（申込用紙をダウンロードして使用する場合、A4サイズ用の紙に印刷してください。）

申し込み方法

申込用紙に必要な事項を記入し、「浪江町役場本庁舎 総務課」に提出してください。

申込用紙を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「R2 採用試験申込」と朱書きして、必ず簡易書留で送付してください。

受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。

（受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。）

【申込書提出先】

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 総務課行政係

TEL 0240-34-2111 (代)

0240-34-0235 (直通)

「いこいの村 なみえ」 副支配人募集

7月18日HP更新

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団では、「いこいの村なみえ」の副支配人を募集しています。

今までの経験を活かし、施設のマネジメントをお願いします。

職種と業務内容など

| 職種 | 雇用形態 | 勤務時間 | 主な業務内容 |
|------|------|---|---|
| 副支配人 | 正社員 | シフト制 例) ・午前9時～午後5時 ・午前7時～午後3時 ・午後2時～10時 ※1カ月の変形労働時間あり (実働8時間) | ・施設マネジメント ・フロント業務全般 ・現場スタッフの指導 ・シフト管理 ・宿泊プラン作成 ・ホテルの管理全般 ・その他付随する業務 |

応募資格

事業管理責任者などマネジメント経験をお持ちの方

- ※ ホテル、旅館などの勤務経験をお持ちの方、大歓迎
- ※ 業界未経験者でも管理職の経験をお持ちの方、大歓迎
- ※ 建築物環境衛生管理技術者を優遇します。

給与・手当・加入保険・休日について

| 職種 | 給与 | 各種手当 | 加入保険 | 休日 |
|------|---|---|------------------------------|---|
| 副支配人 | 280,000円から (財)福島なみえ勤労 福祉事業団の給与規 定による。 経験に応じて優遇。 | 賞与制度あり 昇給制度あり ・役職手当、家族手当、 通勤手当、宿直手当、住 宅手当、職能手当、深夜 勤務手当など | 雇用保険 労災保険 健康保険 厚生年金 | ・月6日以上 ・有給休暇 ・産前産後休暇 ・育児休暇 ・特別有給休暇(結婚、慶弔) ・介護休暇 その他、各種休暇制度あり。 |

応募用紙について

いこいの村エントリーシートに必要事項を記入の上、応募してください。
エントリーシートは町ホームページからダウンロードできます。

いこいの村エントリーシート

(Excel)



(PDF)



次ページへ続きます

メールにて応募の場合

浪江町役場産業振興課商工労働係いこいの村なみえ 担当者

namie15010@town.namie.lg.jp ^

「いこいの村なみえ 副支配人募集」という件名で記入済みのエントリーシートを添付しメールを送信してください。

※ 締め切り 8月30日（金）までに送信いただいたメールが有効

郵送にて応募の場合

記入済みのエントリーシートを下記応募先へ郵送してください。

【応募先】

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場産業振興課商工労働係内

いこいの村なみえ副支配人応募担当者 宛

※ 締め切り 8月30日（金）消印有効

窓口にて応募の場合

浪江町役場本庁舎3階 産業振興課商工労働係窓口 いこいの村なみえ担当まで記入済みのエントリーシートを提出してください。

問い合わせ

産業振興課 商工労働係内 いこいの村なみえ担当者

TEL 0240-34-0247

「いこいの村 なみえ」 生活支援バス運転手募集

7月18日HP更新

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団では、「いこいの村なみえ」のバス運転手を募集しています。

職種と業務内容など

| 職種 | 雇用形態 | 勤務時間 | 主な業務内容 |
|---------------|---------------|---|-----------|
| 生活支援バス 運転手 | パート・ アルバイト | 午後4時～10時 曜日、勤務日数は調整可能です。 希望を最大限考慮させていただきますので、ご相談ください。 | 生活支援バスの運転 |

次ページへ続きます 

応募資格

大型自動車運転免許 ※未経験者も大歓迎。丁寧に指導します。

給与・手当・加入保険・休日について

| 職種 | 給与 | 各種手当 | 加入保険 | 休日 |
|---------------|-----------|--|------------------------------|-----------|
| 生活支援バス 運転手 | 時給1,200円～ | 賞与制度あり 昇給制度あり 正社員登用制度あり ・役職手当、通勤手当、 職能手当、時間外勤務手当 | 雇用保険 労災保険 健康保険 厚生年金 | 希望を考慮します。 |

メールにて応募の場合

浪江町役場産業振興課商工労働係いこいの村なみえ 担当者

namie15010@town.namie.lg.jp ^

「いこいの村なみえ バス運転手募集」という件名で履歴書を添付しメールを送信してください。

※ 締め切り 8月30日（金）までに送信いただいたメールが有効

郵送にて応募の場合

履歴書を下記応募先へ郵送してください。

【応募先】

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場産業振興課商工労働係内

いこいの村なみえバス運転手応募担当者 宛

※ 締め切り 8月30日（金）消印有効

窓口にて応募の場合

浪江町役場本庁舎3階 産業振興課商工労働係窓口 いこいの村なみえ担当まで履歴書を提出してください。

問い合わせ

産業振興課 商工労働係内 いこいの村なみえ担当者

TEL 0240-34-0247

郡山市議会議員一般選挙

8月4日(日)告示 8月11日(日・祝)投開票

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期間 **8月5日(月)～9日(金)**
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局（三条市役所第二庁舎1階101会議室）

手続方法

①投票用紙一式を請求する。

郡山市選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

郡山市内の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。

請求してからは、郡山市内の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

郡山市選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

7月・8月の『ひばり』

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--|----|-------|-----|----------------|----|-------|
| ★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。 | | | | 7/25 | 26 | 27 |
| | | | | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 8/1 | 2 | 3 |
| | | ひばり休み | 茶話会 | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | | ひばり休み | 茶話会 | ひばり休み 浜通り配布 | | ひばり休み |

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

| 市町村名 | 電話番号 | 以下の町は役場機能が移転しています。 |
|------|--------------|------------------------------------|
| 南相馬市 | 0244-22-2111 | 双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4) |
| 浪江町 | 0240-34-2111 | |
| 双葉町 | 0246-84-5200 | |
| 郡山市 | 024-924-2491 | |

三条市に避難している 世帯数と人数(2019.7.24現在)

| 市町村名 | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区 | 17 | 44 |
| 原町区 | 4 | 7 |
| 南相馬市 計 | 21 | 51 |
| 浪江町 | 3 | 11 |
| 双葉町 | 1 | 3 |
| 郡山市 | 4 | 9 |
| 合計 | 29 | 74 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511